

岐阜県公報

目次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	規 則	(人 事 課)	一
訓 令 甲			
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令		(人 事 課)	三
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令		(同)	三

号外(一) 平成二十九年十二月一日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部十七の項第一号中「第六条の四第二項において」の下に「読み替えて」を加え、「。次号において同じ」を削り、「第五条第二項」の下に「(法第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「第三項」を「第四項」に、「第十六号」を「第三十二号」に改め、同項第二号中「第六条第一項」の下に「(法第六条の三第二項及び第六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「法第六条第二項(法第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第三号中「第六条の四第四項」を「第六条の四第三項の規定により変更の届出を受けること及び同条第四項」に改め、同項第十七号中「まで」の下に「(施行規則第五条第三項及び第四十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「、変更登録申請の提出があつた場合に」及び「(施行規則第五条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同

号を同項第三十三号とし、同項第十六号中「第二十六条」を「第七十条第一項」に改め、「及び」の下に「同条第三項の規定による」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項第十五号中「第二十五条」を「第六十八条」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十四号中「第二十三条の二第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十三号中「第二十三条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、「旅行者等又はその代理人の」を削り、同号を同項第二十九号とし、同項中第十二号を第十七号とし、同号の次に次の十一号を加える。

- 18 法第二十五条第一項の規定により旅行サービス手配業者登録簿に登録すること及び同条第二項の規定により登録の申請者に通知すること。
- 19 法第二十六条第一項の規定により登録を拒否すること及び同条第二項の規定により登録の申請者に通知すること。
- 20 法第二十七条第一項の規定により変更の届出を受けること及び同条第二項の規定により届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録すること。
- 21 法第二十八条第七項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 22 法第二十八条第八項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 23 法第三十五条第一項から第三項までの規定により事業の廃止等の届出を受けること。
- 24 法第三十六条の規定により旅行サービス手配業者に対し業務の改善を命ずること。
- 25 法第三十七条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずること又は登録を取り消すこと。
- 26 法第三十七条第二項の規定により登録を取り消し、及び同条第三項において準用する法第二十六条第二項の規定によりその旨を通知すること。
- 27 法第三十八条第一項又は第二項の規定により登録を抹消すること。
- 28 法第三十九条の規定により旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供すること。

別表第三県事務所長の部十七の項中第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同項第八号中「第十八条の三」を「第十八条の三第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第十八条第二項」の下に「(法第五十四条第四項及び第六十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同

号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。
11 法第十六条第一項の規定により営業保証金について権利承継の届出を受けること。別表第三県事務所長の部十七の項中第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 7 法第十一条の二第八項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。
 - 8 法第十一条の二第九項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - 9 法第十四条の三第四項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 別表第三県事務所長の部十七の項第四号中「第七条第四項」の下に「(法第八条第三項及び第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第五項」を「法第七条第五項(法第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 4 法第七条第二項(法第八条第三項、第九条第二項及び第六項並びに第十八条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により営業保証金の供託の届出を受けること。
- 別表第三県事務所長の部十七の項に次の一号を加える。
- 34 施行規則第十条の四の規定により取引額報告書を受理すること。
- 附 則
この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三県民生活課の表十二の項部長専決事項の欄第一号中「指示」の下に「及び公表」を加え、同欄に次の一号を加える。

- 3 法第八条の二、第十五条の二、第二十三条の二、第三十九条の二、第四十七条の二、第五十七条の二及び第五十八条の十三の二の規定による業務開始の禁止の命令及び公表

別表第三岐阜地域産業労働室の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第六条第一項」の下に「及び第二十六条第一項」を加え、「旅行業」を「旅行業等」に改め、同欄第四号中「第二十三条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、「公開による」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第二項」の下に「並びに第三十七条第一項及び第二項」を加え、「旅行業」を「旅行業等」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「第十八条の三第一項」の下に「及び第三十六条」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

- 2 法第十一条の二第九項及び第二十八条第八項の規定による命令

別表第三岐阜地域産業労働室の表の次に次のように加える。
観光企画課

事務の種類 一 旅行業法（以下この項中「法」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可 2 法第六十二条第一項の規定による登録を抹消された者に関する事項の通知
-------------------------------------	---------	--------	---

別表第三建築指導課の表八の項部長専決事項の欄第二号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の六号を加える。

- 5 法第五十一条第一項及び第二項の指示
- 6 法第五十二条第一項及び第二項の規定による業務の停止の命令
- 7 法第五十三条の規定による登録の取消し
- 8 法第五十四条第一項及び第二項の規定による業務管理者の解任の命令
- 9 法第六十一条第五項の指示
- 10 法第六十一条第六項の規定による業務の停止の命令

附 則

この訓令は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、別表第三岐阜地域産業労働室の表の改正規定及び同表の次に観光企画課の表を加える改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表二十の項所長決裁事項の欄第一号中「第六条第一項の旅行業」を「第六条第一項及び第二十六条第一項の規定による旅行業等」に改め、同欄第四号中「第二十三条第一項の公開」を「第六十四条第一項の規定」に改め、同号と同欄第五号とし、同欄第三号中「第十九条の旅行業」を「第十九条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による旅行業等」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「第十八条の三の」を「第十八条の三第一項及び第三十六条の規定による」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十一条の二第九項及び第二十八条第八項の規定による命令

附 則

この訓令は、平成三十年一月四日から施行する。

平成二十九年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社